無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

［一　略］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

［(1)　略］

(2)　陸上移動局の無線設備

［(イ)・(ロ)　略］

(ハ)　その他のもの　二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

［ロ・ハ　略］

［2～6　略］

第四十九条の六の十　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

［一　略］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

［ロ　略］

［2～6　略］

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

［一　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

［(1)　同上］

(2)　陸上移動局の無線設備

［(イ)・(ロ)　同上］

(ハ)　その他のもの　二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調

［ロ・ハ　同上］

［2～6　同上］

第四十九条の六の十　［同上］

［一　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、基地局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

［ロ　同上］

［2～6　同上］